

農薬空中散布の安全対策 ～事故ゼロに向けた対策～

1. 主な事故原因

- ◆操縦者と補助者の連携不足
(情報共有不足、配置が不適切、指示の遅れ等)
- ◆不適切な飛行方法
(散布高度の高低、架線・建物に向けた飛行等)
- ◆障害物の事前確認不足(架線・引込線の見落とし等)
- ◆ヒューマンエラー(機体の操作ミス等)



作業に
慣れた頃が
要注意!



令和7年度、群馬県内で無人航空機による農薬散布中に
機体が墜落する事故が発生しています。



2. 事前確認

- (1)実施ほ場周辺にある危険箇所の確認
➔散布者と補助者が**一緒に確認**し、情報を共有
- (2)ほ場周辺の地理的状況等を考慮した散布計画の作成
➔実施除外区域の設定や散布薬剤の種類、剤型の選定等
- (3)機体の機能・性能・状態の把握
➔シーズン前に、**機体の操作方法を確認**
散布前に、**機体の点検**
- (4)散布前の情報提供
➔ほ場周辺に学校、病院等の公共施設、家屋、養蜂の巣箱、有機農業のほ場等がある場合には、居住者等に対し、農薬を散布しようとする日時、農薬使用の目的、使用農薬の種類及び実施主体の連絡先について情報提供
- (5)使用する農薬ラベルの確認
➔**ラベルの記載内容を遵守**して散布



続きは裏面へ!



3. 散布時の留意事項



- ◆実施場所及び周辺区域に関して万全の危害防止策(飛散防止等)を講じてください。
- ◆隣接していないほ場へ機体を移動させる場合は、機体を車両等に積載して運搬してください。
- ◆ほ場に隣接した障害物がある場合は、障害物に対して平行に散布を行ってください。
- ◆気象条件の変化等により、散布作業が困難である場合は、無理に作業を続行せず、気象が安定するまで待機し、必要に応じて別日に実施してください。



4. 事故発生時の対応



事故が発生したら
県農政課へ一報を!



- ◆農薬事故(農薬のドリフト・流出等)の場合は、ガイドライン(※)にある**事故報告書を県農政課に提出**してください。
- ◆人の死傷・第三者の物件の損傷等の事故の場合は、**ドローン情報基盤システム(DIPS 2.0)等**により、速やかに報告してください。詳細は、ガイドライン参照。

5. 関連Webサイト

(※)以下の Webサイトより、
農林水産省が示した**ガイドライン**を
よく確認してください。



← 農林水産省Webサイト

「無人航空機による農薬等の空中散布に関する情報」

(https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_kouku_zigyoyo/muzinkoukuuki.html)



← 群馬県Webサイト

「群馬県内で無人航空機を利用した

農薬の空中散布を実施する方へ」

(<https://www.pref.gunma.jp/page/9261.html>)

<お問い合わせ先>

群馬県農政部農政課有機・循環型農業推進室農業環境・植物防疫係

☎:027-226-3038

✉:shokubou7@pref.gunma.lg.jp